

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年4月16日

北海道後志地域公共交通活性化協議会
会長 森 秀生

1 業務概要

(1) 委託事業名

後志地域公共交通計画策定支援委託業務

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「後志地域公共交通計画策定支援委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和4年（2022年）3月31日（水）まで

(4) 納入場所（履行場所）

北海道後志地域公共交通活性化協議会事務局
（後志総合振興局地域創生部地域政策課内）

2 企画提案しようとする者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）に準じることとし、同要領第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ③ 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。

イ 過去の業務実績等から当該業務を遂行することが期待できるか。

(2) 企画提案内容

ア 後志地域公共交通計画の策定

- ①現在の公共交通の検証が適切な分析のもとに行われる内容となっているか。(15点)
- ②並行在来線の代替交通導入時の交通ネットワークの検討が適切な分析のもと、地域全体にわたる検討内容となっているか。
- ③幹線・広域交通と市町村内フィーダー路線の接続など本広域計画と市町村単独計画との整合が図られる内容となっているか。
- ④地域住民や観光客の移動の利便性の向上が図られる内容となっているか。
- ⑤観光施策など各種施策と連動した利用促進が図られる内容となっているか。
- ⑥計画策定に当たり適切なスケジュールとなっているか。

イ 後志地域公共交通活性化協議会等の運営支援

- ①後志地域公共交通活性化協議会等の運営について、関係者との連携による円滑な事業運営が期待できるか。

4 手続等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者に企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 提出先等

北海道後志総合振興局地域創生部地域政策課（担当：佐野）

〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目後志合同庁舎

電話 0136-23-1419（直通）

(2) 参加表明書

提出期限 令和3年(2021年)4月30日(金)15:00(必着)

提出場所 4(1)の提出先等と同じ

提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。

(3) 企画提案書

提出期限 令和3年(2021年)5月14日(金)15:00(必着)

提出場所 4(1)の提出先等と同じ

提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。

5 企画提案書の作成上の留意事項

別紙「後志地域公共交通計画策定支援委託業務企画提案書作成要領」(以下「企画提案書作成要領」という。)を参照のこと。

6 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明(ヒアリング)を受け、3の企画提案の審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。(日時、場所は別途通知。)

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められるおおむね10程度のヒアリング審査参加者を選定する。

7 委託契約の方法及び根拠

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約相手方の選定

本事業は、市町村及び交通事業者等と連携を図りながら後志地域の新たな公共交通体系を構築するため、適切な分析に基づき計画策定を行う必要があるため、交通分野に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づく分析・企画力を必要とするため、より効果的で最適な処理方法や成果水準、具体的な仕様をあらかじめ設定することができず、契約に係る仕様を具体的に提示することは困難である。

このため、限られた予算の範囲内で最大限の成果をあげるためには、予算上限額を提示した上で、事業の趣旨を理解し、高度な専門的知識や技術等を持つ意欲ある事業者から企画提案を求め、提案のあったものから、より優れた企画提案を選定することが最適と判断されるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの)及び北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1(2)(契約の目的物が代替性のないものであるとき。)を準用し、随意契約とする。

8 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成・提示する。

9 契約に関する基本事項

締結する委託契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道後志地域公共交通活性化協議会に帰属するものとする。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) 留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。

- オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- キ 審査結果及び特定者名は、公表する。
- ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。